

都民ファーストの会東京都議団と 都議会公明党の共同提案

第三回定例会のハイライトは、都民ファーストの会 東京都議団と
都議会公明党の共同提案による

「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」の成立。
その成立までの道のりを検証してみたら、
「25年でたった1本」の理由が見えてきました。



議員提案条例への道

課題の抽出・整理・解決策の提示

受動喫煙と一言で言っても、吸う人・吸わない人で立場は分かれます。また、「プライベートな空間に法が踏み込むな」という人もいれば、「家庭に踏み込んで子どもを守れ」という人もいます。「罰則をつける・つけない」も大きな論点です。このように、目の前の課題解決には、多様な角度から課題を捉えなおし、論点を整理し、矛盾のない解決策を提示する必要があります。

条例案の作成

国会の議員立法と違い、アイデア（解決策）を条文の形に整える機関は、都議会にはありません。本条例の条文化においては、岡本こうき議員（弁護士）の専門性が活かされました。

他会派との調整

都議会の議決は多数決です。都民ファーストの会 東京都議団は53名の最大会派ですが、過半数には至りませんので、他会派の賛成が不可欠です。今回は、都議会公明党との細部にわたる綿密な意見調整が行われました。

提案者が答弁者

通常の委員会では議員が質問し、都庁職員が答弁します。しかし、議員提案条例においては提案した議員（会派）が答弁します。どんな質問が来るのか、連日深夜まで想定問答を行う厚生部会の皆さんの姿は、大変頼もしいものでした。

（賛成：都ファ・公明・共産・民進など、反対：自民）
委員会での議論の末、成立しました。
1本の条例に込められた時間と努力、思いを感じ取っていただければ幸いです。



東京都議会 決算特別委員会 ■9月27日から12月5日■

Q 昨年のサイバーセキュリティ対策、情報セキュリティ対策としての取組を聞く。

A 昨年4月、全庁のサイバー攻撃の対処を専門的に行う「東京都CSIRT」を設置し、サイバー攻撃に対する事前の備えや発生後の対策を強化と各局に中核的な役割を担うセキュリティ人材を継続的に育成している。併せて、都及び区市町村を含めたセキュリティ水準向上のため、今年3月には、メールやウェブ閲覧などのインターネット通信を安全に行うため自治体情報セキュリティクラウドを構築し、運用を開始したところである。

Q システムを構築し、組織を作っても、それを実際に動かすのは人である。高い専門性が求められるサイバーセキュリティの分野では、人材の育成が特に重要であるが中核的な役割を担うセキュリティ人材育成にどのように取り組んだのか。

A 従来から、各局の情報システムに対してセキュリティ監査までも行うことができる職員を育成するため、外部の専門家を講師として、東京都のシステムを踏まえた講習会や演習などを実施してきた。あわせて、全職員に対して、e-ラーニングや標



決算委員会での質疑の様子

関野 せきの たかなり

北多摩1区選出
武蔵村山市・東大和市・東村山市
環境・建設委員会理事



PROFILE

昭和48年10月14日生まれ43歳
武蔵村山市第2小学校卒業、武蔵村山市第1中学校卒業、都立北多摩高校を卒業。
平成15年29歳で東大和市議会議員選挙に初当選、4期。
平成29年7月、都議会議員選挙に初当選。

東京都議会 第3回定例会報告 ■9月20日から10月5日まで■



「子どもを受動喫煙から 守る条例」

成立

また25年間で一つしか成立していない議員提案条例に取り組み、早くから都議会公明党とともに調査・研究を重ね、関係団体からのヒアリングや広く都民に意見募集を行うなど、丁寧に検討を行ってまいりました。採決にあたっては、都議会民進党も提案者に加わり、都議会自民党が反対する中、ほとんどの会派の賛成により成立しました。

東京都子どもを受動喫煙から守る条例とは

この条例は、子どもの心身の健やかな成長のため、子どもを受動喫煙から保護するための措置を講ずる必要があるとの理由から制定された。（この条例は、平成三十年四月一日から施行）条例では、都民はまず、家庭内外のいかなる場所においても子どもに受動喫煙をさせることのないよう努めることが責務として定められた。喫煙者については、家庭内の同室だけでなく、子どもが同乗する自動車内でも喫煙しないよう努めなければならない。公共の施設だけでなく、分煙が十分でない飲食店などには、立ち入らせないことも盛り込まれた。



主な条例の要旨

喫煙するものは次の場所での子どもの受動喫煙防止に努めること

- 学校、児童福祉施設などの周辺
- 子どものいる自動車内
- 子どもと同室の空間
- 小児科などの医療機関の周辺

*この条例には罰則はありませんが
子どもの受動喫煙防止の啓発になることを期待しています。



「常任委員会」とは？

都議会では広範囲にわたる案件に対応するため、専門的かつ詳細に審査する委員会が設置されます。常任委員会には、総務、財政、文教、都市整備、厚生、経済・港湾、環境・建設、公営企業、警察・消防の9つがあり、議員は一人1委員会に所属します。

「政務活動費」とは？

議員が行う調査研究、広報活動などの経費の一部として会派に交付される費用のこと。

分けなど、環境省が主催するごみ箱の統一分別ラベルを導入する検討に参画中。

Q 外国人観光客向けに、全国レベルで分かりやすい表示をすることは望ましい。一方で、海外からの玄関口である羽田空港を持つ東京としても、外国人観光客に分別ルールの徹底と、リサイクルの取組を紹介してほしい。今後、2020年大会会場でも日本の優れた3Rの取組を発信の場として都は、どう取り組んでいくか。

A 2020年大会のみならず、様々なイベント等を通じて、組織委員会、関係局、事業者、都民、関係自治体と連携しながら、東京の3Rの施策を広く発信する予定。

的型メール攻撃訓練の実施により、セキュリティ事故の未然防止に向けた対策を継続的に実施している。

なお、今年度は、自治体情報セキュリティクラウドの導入を契機として、各自治体におけるセキュリティ対策の向上を目的とした区市町村職員向けにも講習会を開催した。

要望 質疑により、都の職員に対しては、適宜見直しを行いながら、様々な研修や訓練が行われていること、今年からは、区市町村の職員に対する取組も始められたことが理解できた。

区市町村の基礎的自治体の職員だけでは十分な知識を得ることは非常に難しい。今後は、今標的型メール攻撃訓練を区市町村でも行うなどの取組を更に充実していくことを強く要望する。

Q 昨年、都営地活用推進本部を設置し、待機児童解消に向けた都営地の活用に取り組んでいるが、高齢者福祉施設の整備やまちづくりなど多様化する行政課題にも都営地を有効に活用していく必要があると考えるが、都はどのような都営地の活用を行っているのか。

A 都政を取り巻く喫緊の課題に迅速かつ的確に対応するため、各局や区市町村と連携した福祉インフラの整備や民間のちからを活用してまちづくりを行っている。このように都営地の情報提供をもとにした、都の施策と連動した都営地の利活用を、区市町村との連携や民間の知恵や活力を取り入れた多様な手法により行っている。

Q 都営地の売却や貸付など、具体的にどのように検討しているのか。

A 行政用途が廃止されました都営地については、財務局に引き継ぐことになる。その利活用に当っては、一般的には、まずは各局で財産の有効活用を検討し、利用意向がない場合は、地元区市町村に情報提供。その上で、公共利用が見込めない場合には、民間への貸し付け、売却等を検討していく。

Q まとまった土地を売却してしまうと必要になった時には購入は難しくなる。都や区市町村ですぐに行政需要がなくても、将来的に需要が生じる場合があることも想定されるが、都はどのように、都営地の利活用を進めていくのか。

A 都営地は、都民の貴重な財産、都政の課題解決のため、最大限有効活用する必要がある。特に貴重なまとまった用地については、当面は可能な限り暫定活用を図りつつ、関係各局と連携を密にして、将来の需要も見通しながら、利活用の検討を行っている。また、国や区市町村の更新時期を迎えている公共施設の情報を共有することによって合築等を検討するほか、狭小、不整形なものでも、地元にとって活用可能性がある場合は情報提供するなど、地元自治体等との情報連携に努めている。

■その他、官民ファンドなどの環境建設委員会の事務事業に関する質疑を行いました。■



決算委員会での質疑の様子

東京都議会 第4回定例会報告 ■12月1日から12月15日まで■

議会改革に関する決定事項

11月に決定

- 常任委員会での試行中継を平成30年度上半期に実施→総務委員会での試行
- 人件費や事務所費に対する支出の適正化→同一生計者の雇用人件費や所有する事務所費への支出を禁止
- 使途の拡大→社会労務士などの専門家への事務処理依頼の経費

12月に決定

- 視察・会議の開催などに伴う飲食経費について政務活動費からの支出を原則禁止
- 議員連盟などに支払う継続的な会費の支出禁止。ただし、具体的な使途が明確な場合は支出を認める。
- 平成24年の自治法改正（政務活動費について）により追加された「その他の活動」に対して、「その他の活動」の位置づけを決定。→都政の重要政策の推進や他都市との友好・交流活動に伴う交通費や宿泊代への利用 / 省庁や国会議員などへの要請・陳情などを行う際に必要となる資料作成費・交通費・会場借上費などへの支出 / 個別の住民相談での交通費への支出 / 行政や地域団体等が主催する行事へ参加する交通費の支出。

- 議員公用車の見直し「20台から7台」→平成29年12月に5台 / 平成30年7月に3台 / 平成31年5月に5台を段階的に削減する。使用状況を定期的にHP上で掲載するなど透明性の確保。

- 本会議でのペーパーレス化およびIT化の実施→順次
- 議会棟の全面禁煙→平成30年早期に実施

NEXT 私たち、都民ファーストの会東京都議団は、今後「議員公用車の見直し」「議会のペーパーレス化」などさらなる議会改革に向け力を尽くしてまいります！



議員公用車の大幅な台数削減も決定

常任委員会質問

Q 空堀川の護岸整備にあたり、親水性にどのように配慮しているのか。

A 東村山市の浄水橋付近では芝を張り、人が水際に近づける緩い傾斜の護岸を整備。また、東大和市の上砂一の橋付近では、階段形式の護岸を設置するなど、人々が水際に親しめる環境の創出を図ってきた。今後も、治水対策に万全を期したうえで、可能な限り、人々が憩い、親しめる、魅力ある水辺空間の創出に努める。

要望 現在整備中の上流には、暫定的に調節池として利用されている芝中調節池があり、将来、護岸整備にあわせ、調節池の広い場所を活かした整備を行うと聞いている。整備にあたっては、地域住民の不安を解消し、地元の人々に利用され喜ばれる川づくりを進めることを要望する。

Q 新青梅街道は、多摩北部地域の道路ネットワークを形成するとともにモノレールの導入区間ともなることから整備を推進すべきであるが、現在の進捗状況は。

A 本路線は、多摩地域における東西方向の骨格幹線道路と認識している。現在、水道や下水道などの埋設物の管理者や交通管理者と調整及び協議中である。今後とも、積極的に事業を推進する。

要望 平成28年4月の交通政策審議会の答申では、上北台から箱根ヶ崎間の多摩都市モノレールは、「事業化に向けて関係地方公共団体・鉄道事業者等において具体的な調整を進めるべき」とされている。新青梅街道の整備は、多摩都市モノレールの整備促進に繋がると考えており、積極的に事業を進めるよう要望する。

Q <外国人旅行者に対する分別リサイクルの表示について>

ごみの収集は、区市町村の自治事務であり分別方法については、各区市町村の判断によるが、公共空間では統一した表示のルールを定め、リサイクルを推進していくべきと考える。都は、公共空間における分別の徹底など、区市町村とどのような検討をおこなってきたのか。

A 2020年大会を見据えて、東京を訪れる観光客にもわかりやすい、公共空間における東京の資源・廃棄物管理のルールやマナーに関する検討を行っている。具体的には、公共空間における分かりやすいピクトグラムによる表示や分別区分ごとの色

◎ご意見、ご要望はこちらまでお願いいたします

都民ファーストの会 東京都議団 関野たかなり

〒207-0022 東京都東大和市桜が丘4-10-3 3階

TEL:042-567-4332 e-FAX:020-4622-7039

E-mail:mail@sekino-takanari.com

※公務などで外出している場合、電話に出れません。
留守電かFAX・メールにて氏名・地域（住所）・連絡先をお願いします。